

6産労農水第 585 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に係る令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和 6 年 5 月 17 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	知事管理区分	定めようとして いる知事管理漁 獲可能量	現行水準の場合の 目安数量(トン)
まさば及びごま さば太平洋系群	東京都さば漁業	現行水準	6, 213

東京都知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群	現行水準	2.20%	6,213
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群 A 海域			
ずわいがに日本海系群 B 海域			
ずわいがに北海道西部系群			

ずわいがにオホー ツク海南部			
まだら本州太平洋 北部系群			
まだら本州日本海 北部系群			
まだら北海道太平 洋			
まだら北海道 日本海			

令和6管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	353,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	107,000 (120,400)
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	28,300
沖合底びき網漁業	17,700

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	26,800	青森県、宮城県、福島県、茨城県、 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、 愛知県、大阪府、岡山県、広島県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、 現行水準とする。
岩手県	18,000	
三重県	25,000	
和歌山県	4,000	
宮崎県	13,000	

留保(トン)	70,600 (57,200)
--------	--------------------

※()内は留保からIQ管理区分への上乗せ配分後の数字